

2020 年度運輸安全マネジメントの取り組みについて

1 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、法令に基づいた「運輸安全マネジメント」を確実に実施し、全社員が一体となって常に輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。

- (1) 経営幹部は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に対し、「輸送の安全の確保が最も重要である」との意識を徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(2019年度)

(事故類型別の事故件数)

該 当 項 目		100万 ^{キロ} 当たり件数(総件数)
有責運転事故	死 傷	0.00 件 (0 件)
	車 内	0.03 件 (1 件)
車 両 故 障		0.31 件 (12 件) ※1

※1 代替車又は後続便等で輸送を継続

当社は関東運輸局より、運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適であった事に対する行政処分を受けました。本処分を重く受け止め、法令を遵守するとともに輸送の安全を確保するため職務を遂行するよう指導監督に努めます。

3 輸送の安全に関する 2020 年度目標

- (1) 法令遵守を徹底し、重大な運転事故（責任事故）を発生させない
- (2) 自社整備による確実な車両点検により、車両に起因する重大な事象を発生させない
- (3) 上記以外の軽微な事象や故障についても着実に減少させる
- (4) 安全研修センターにおける研修のさらなる充実を図る
- (5) 乗務員の過労防止や健康管理に引き続き万全を期す

以上の目標に向かって、全社を挙げて取組み、お客さま、社会に対して「安全・安心」を提供することに努めます。

4 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

○2019 年度に講じた措置

当社は「バス事業における経営の根幹は『安全』である」との認識に立ち、安全性向上のための取り組みを継続して推進しています。

また、2019 年度は、向こう 3 年間の安全に関する具体的な実行計画をまとめた「第三次中期安全計画」の最終年度として計画に基づき取り組みました。

- (1) 安全研修センターにおける指導運転士研修の習熟を図るとともに JR 東日本総合研修センターで実施されている「安全体験研修」への参加、そして支店における指導運転士を核とした乗務員教育の強化に努めました。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキをはじめとする安全運転支援装置が標準装備されたハイデッカーを継続して導入した他、新たに安全運転支援装置が標準装備されたダブルデッカー車を増備し、夜行・長距離運行時の安全性を強化しました。
- (3) ヒューマンファクターの視点に基づいた事故や故障の原因究明をさらに深度化させるとともに基本動作、指差喚呼の確実な実行による再発防止と未然防止に努めました。
- (4) 安全運転中央研修所の研修を利用し、専門施設による実技体験等を通じて、乗務員の安全意識と運転技能の向上に努めます。また、全乗務員を対象とした実技研修及び危険予知トレーニングにも継続して取り組みました。
- (5) 冬期の安全運行確保を目的とし雪道・アイスバーン等での運転操作、タイヤチェーン着脱方法等の習熟のため雪上訓練を実施しました。
- (6) 事故や災害、バスジャックなど、「いざ」という時に迅速で的確な初動対応がとれるよう、運行中の異常事態を想定した訓練を今年度も継続して実施します。また、全高速車に通信型ドライブレコーダーを導入し、運行途中に発生する様々な事態にも、迅速かつ効果的に乗務員支援を図りました。
- (7) 部品（車輪）脱落や車両火災等の重大事象をはじめとする車両故障の防止を図るため自社の整備士に向けた整備講習会等を積極的に行い、整備士の安全意識を一層向上させました。
- (8) 社員の健康状態について、健康診断後の加療状況を含めてきめ細やかにフォローし、サポートできるよう、日頃の「声かけ」や個人面談の取り組みを継続した他、今年度も人間ドック費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助等、当社独自の補助制度について広く周知し、引き続き、受診を慫慂することで、社員の健康増進と健康管理に対する意識の高揚を図りました。
- (9) 安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視、総点検を引き続き定期的に行い、法令の遵守状況や PDCA サイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図ることにより、現状の問題点の把握と改善につなげました。また、過労防止基準については、国の基準よりも厳しい当社の独自基準を設定しており、その遵守状況の点検を重点的に実施しました。
- (10) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を継続して実施しました。また、毎月開催している「安全推進委員会」などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行いました。

○2020 年度に輸送の安全のために講じる措置（計画）

2020 年度は新たに 4 年間の具体的な行動計画を策定した「第 4 次中期安全計画」の初年度であり、計画内容を着実に実行するとともに、2019 年度の取り組み内容の更なる充実と発展に全力で取り組みます。

- (1) 全社で統一された方法で指導するための教育体制を構築します。統一方法の策定および指導運転士の指導は安全研修センターが担当します。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキをはじめとする安全運転支援装置が標準装備された車両を導入しています。また、昨年度より導入しているEDSS（ドライバー異常時対応システム）はお客様のご協力により有効となる装置であることから、お客様への装置のご説明とご理解を頂く活動を継続して行います。
- (3) 通信型ドライブレコーダーを活用した添乗指導を重点的に実施し、一人ひとりの運転姿勢、基本動作、運転特性等の指導・教育を徹底し、ヒューマンファクターの視点に基づいた事故や故障の原因究明をさらに深度化させ、指差喚呼の確実な実行による再発防止と未然防止に取り組みます。
- (4) IT 点呼支援システムを導入し、ヒューマンエラーによる点呼執行漏れを防ぎ、確実に厳正な点呼体制を構築します。併せて「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の健康状態を確実に把握するため機器と連携し、健康状態に起因する事故の防止体制を構築します。
- (5) 前年度に引き続き、安全運転中央研修所の研修を利用し、専門施設による実技体験等を通じて、乗務員の安全意識と運転技能の向上に努めます。また、全乗務員を対象とした実技研修及び危険予知トレーニングにも継続して取り組みます。
- (6) 事故や災害、バスジャックなど、「いざ」という時に迅速で的確な初動対応がとれるよう、運行中の異常事態を想定した訓練を今年度も継続して実施します。また、高速車に通信型ドライブレコーダーを導入し、運行途中に発生する様々な事態にも、迅速かつ効果的に乗務員支援を図ります。
- (7) 部品（車輪）脱落や車両火災等の重大事象をはじめとする車両故障を継続して防止するため、過去の車両故障等の対策から定めた社内規定「車両整備業務に関する作業標準」に基づいた整備要領等の教育・訓練を積極的に実施します。
- (8) 社員の健康状態について、健康診断後の加療状況を含めてきめ細やかにフォローし、サポートできるよう、日頃の「声かけ」や個人面談の取り組みを継続して行います。また、人間ドック費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助等、当社独自の補助制度について広く周知し、引き続き、受診を慫慂することで、社員の健康増進と健康管理に対する意識の高揚を図ります。
- (9) 安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視、総点検を引き続き定期的に行い、法令の遵守状況やPDCAサイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図ることにより、現状の問題点の把握と改善につなげます。また、過労防止基準については、国の基準よりも厳しい当社の独自基準を設定しており、その遵守状況の点検を重点的に実施します。
- (10) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を継続して実施します。また、毎月開催している「安全推進委員会」などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行います。

5 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

- (1) 当社における輸送の安全に関する情報の伝達体制の概略図は別紙のとおりです。
（別紙 1 参照）
- (2) 事故・災害等に対する異常時対策本部組織図は別紙のとおりです。（別紙 2 参照）

6 輸送の安全に関する教育・研修の実施状況及び計画

- (1) 本社経営幹部と現場第一線社員との意見交換
乗務員研修時や年 2 回の安全総点検時をはじめ、支店における安全推進会議、飲酒運転防止特別会議、指導運転士会議などに随時本社経営幹部が赴き、現場第一線

社員及び支店長等との意見交換を実施しています。

(2) 運行管理者・整備管理者及びその補助者への教育

年1回、全ての運行管理者・整備管理者に対する当社独自の研修を行い、関係規程の遵守・点呼執行業務の重要性等について指導を徹底しています。また、その補助者についても同様の教育を行っています。

(3) 乗務員への教育

- ・全ての乗務員に対し国土交通省告示に基づく安全運転意識の徹底の教育を実施しています。
- ・当社の安全研修センターにおいて、新規採用の乗務員を対象とした新任乗務員研修を行っています。また、全ての乗務員は3年毎に1回、安全研修センターでの定期研修と運転適性診断を受講しています。なお、訓練では訓練専用車を使用し、各種の走行データに基づく指導を行っています。
- ・冬季のスリップ事故防止を目的とした雪上訓練、運行中の異常事態への適切な対処を目的とした訓練を定期的実施しています。また、環境保護の観点から、訓練専用車のデータを用いたエコドライブ教育も行っています。

(4) グループ会社との意見交換

当社のグループ会社であるジェイアールバステック株式会社は当社が毎月開催している安全推進委員会に出席し、相互に安全意識の共有・向上に努めています。

7 輸送の安全に関する内部監査結果

当社は安全管理規程に基づき、夏期（7/19～8/26）及び年末年始（12/10～1/10）の安全総点検期間中に、全支店を対象に、社長をはじめとする本社幹部社員による安全監査を実施しました。特に、道路運送法等、法令を遵守した業務を行っているか、また、運輸安全マネジメントを確実に実行しているか、について重点的に監査を実施し、適確な業務執行を確認しています。

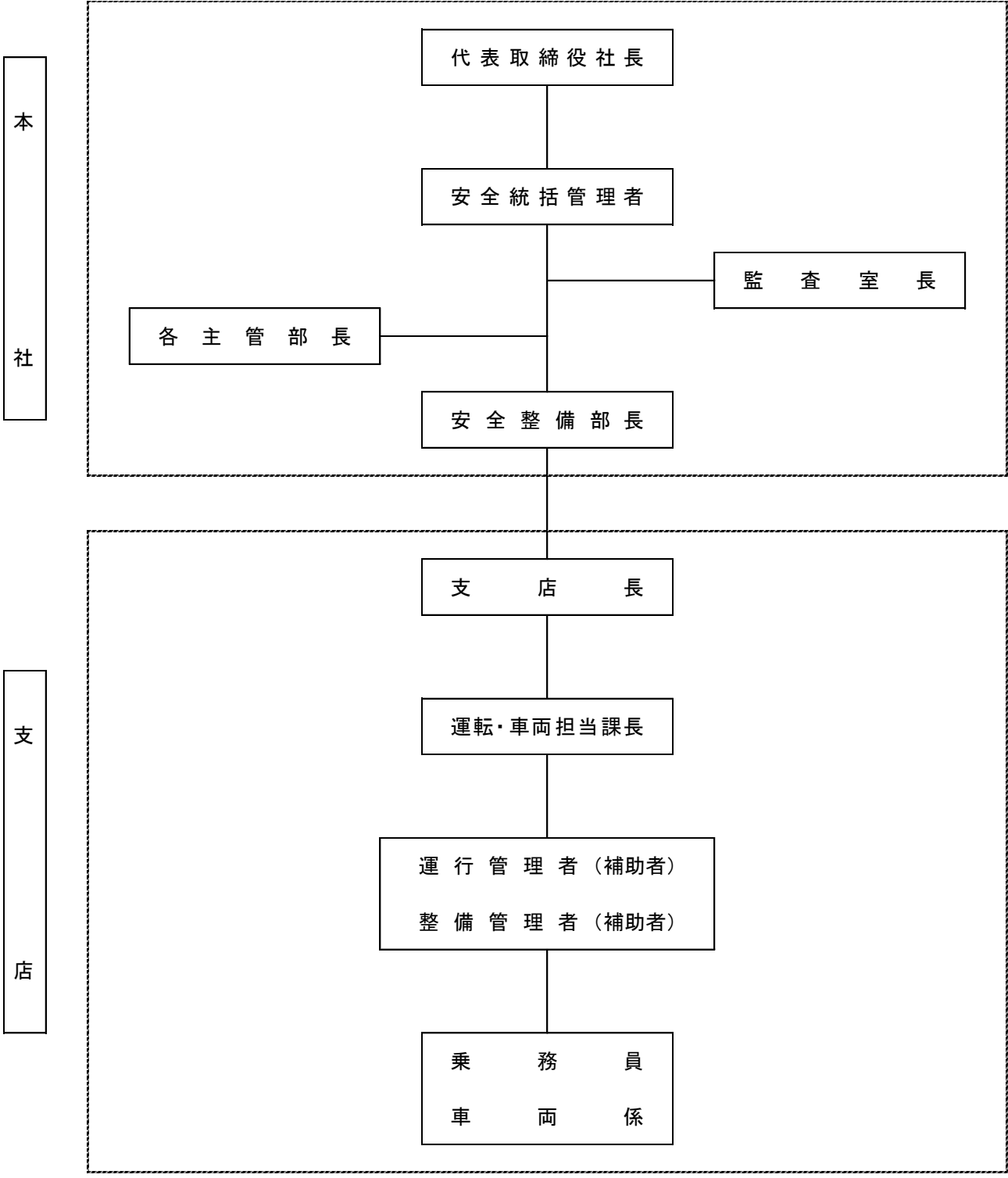
8 安全管理規程

「安全管理規程」は[こちら](#)です。

9 安全統括管理者

氏名 岡村 淳 弘
役職 常務取締役

輸送の安全に関する情報の伝達体制



異常時対策本部組織図

